

令和8年第2回千葉市議会定例会会議録（第3号）

令和8年6月11日（木）午後1時開議

○議事日程

- 日程第1 会議録署名人選任の件
- 日程第2 議案第75号 専決処分について（千葉市市税条例の一部改正）（令和8年3月31日）
- 議案第76号 令和8年度千葉市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 千葉市市税条例の一部改正について
- 議案第78号 千葉市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正について
- 議案第79号 千葉市新アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について
- 議案第80号 千葉市都市農業交流センター設置管理条例の一部改正について
- 議案第81号 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第82号 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第83号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について
- 議案第84号 千葉市空家を除却した土地に係る固定資産税等の減免に関する条例の制定について
- 議案第85号 工事委託契約について（千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託）

○出席議員

1 番	石 川 美 香 君	2 番	吉 川 英 二 君
3 番	茂 呂 一 弘 君	4 番	岳 田 雄 亮 君
5 番	須 藤 博 文 君	6 番	岡 崎 純 子 君
7 番	黒 澤 和 泉 君	8 番	野 島 友 介 君
9 番	山 崎 真 彦 君	10 番	大 平 真 弘 君
11 番	渡 邊 惟 大 君	12 番	桜 井 秀 夫 君
13 番	青 山 雅 紀 君	14 番	伊 藤 隆 広 君
15 番	前 田 健 一 郎 君	16 番	石 川 弘 君
17 番	小 坂 さ と み 君	18 番	三 井 美 和 香 君
19 番	渡 辺 忍 君	20 番	安 喰 初 美 君
21 番	柊 澤 洋 平 君	22 番	守 屋 聡 君
23 番	蛭 田 浩 文 君	24 番	伊 藤 康 平 君

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

25 番	阿 部	智 君	26 番	松 坂	吉 則 君
27 番	植 草	毅 君	28 番	岩 井	雅 夫 君
29 番	亀 井	琢 磨 君	30 番	田 畑	直 子 君
31 番	川 合	隆 史 君	32 番	麻 生	紀 雄 君
33 番	段 木	和 彦 君	34 番	佐々木	友 樹 君
35 番	盛 田	眞 弓 君	36 番	櫻 井	崇 君
37 番	森 山	和 博 君	38 番	酒 井	伸 二 君
39 番	小松崎	文 嘉 君	40 番	向 後	保 雄 君
41 番	宇留間	又衛門 君	42 番	中 島	賢 治 君
43 番	三 須	和 夫 君	44 番	石 井	茂 隆 君
45 番	米 持	克 彦 君	46 番	石 橋	毅 君
47 番	白 鳥	誠 君	48 番	三 瓶	輝 枝 君
49 番	中 村	公 江 君	50 番	野 本	信 正 君

○説明員

市 長	神 谷 俊 一 君	副 市 長	那 須 一 恵 君
副 市 長	橋 本 直 明 君	総 合 政 策 局 長	藤 代 真 史 君
総 務 局 長	中 尾 嘉 之 君	財 政 局 長	勝 瀬 光 一 郎 君
市 民 局 長	市 倉 秀 子 君	保 健 福 祉 局 長	秋 幡 浩 明 君
こども未来局長	大 町 克 己 君	経 済 農 政 局 長	安 部 浩 成 君
都 市 局 長	鹿子木 靖 君	建 設 局 長	山 田 裕 之 君
市 長 公 室 長	山 崎 哲 君	総 務 部 長	桑 本 茂 樹 君
教 育 長	鶴 岡 克 彦 君	代 表 監 査 委 員	神 崎 広 史 君

○議会事務局

事 務 局 長	香 取 徹 哉 君	次 長	小名木 啓 一 君
議 事 課 長	安 西 雅 樹 君	議 事 課 長 補 佐	佐 藤 大 介 君
議 事 班 主 査	岡 田 昌 樹 君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 議案自第75号至第85号質疑、委員会付託

午 後 1 時 0 分 開 議

○議長（松坂吉則君） これより会議を開きます。

出席議員は50名、会議は成立いたしております。

日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（松坂吉則君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。32番・麻生紀雄議員、33番・段木和彦議員の両議員をお願いいたします。

日程第2 議案自第75号至第85号質疑、委員会付託

○議長（松坂吉則君） 日程第2、議案第75号から第85号までを議題といたします。

質疑の通告が参っておりますので、通告順に従いお願いいたします。7番・黒澤和泉議員。

〔7番・黒澤和泉君 登壇、拍手〕

○7番（黒澤和泉君） こんにちは。無所属の黒澤和泉です。

通告に従って、議案質疑を行います。

まずは、議案第76号・令和8年度千葉市一般会計補正予算（第1号）、プレコンセプション健診費用助成事業についてです。

今回の補正予算は、県の妊活健診支援事業に合わせ、対象年齢、助成割合、対象医療機関等を拡充するものと理解しています。

制度拡充に当たり、必要とする方へ確実に情報を届け、より多くの方に活用していただくことが重要であると考え、以下の点について質問いたします。

現行のプレコンセプション健診費用助成事業について、令和7年度の実績及び令和8年度の申請状況を伺います。

また、その状況を踏まえ、本市として市民ニーズをどのように捉えているのか、伺います。

2回目からは、質問席にて質問を行います。御答弁よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 昨年度の実績は半年間で64件、今年度は2か月間で57件です。

将来の健康や妊娠・出産に備え、自身の健康状態を把握し、健康管理につなげることを目的とした取組に対してニーズがあるものと捉えております。

一方で、周知には課題があると認識しており、引き続き周知啓発に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 今回の補正では、対象年齢を妻43歳未満へ拡大し、助成割合を10分の10、上限3万円とするなどの拡充が予定されています。

また、新制度は、令和8年10月1日以降の受診分を対象とし、受診日を基準に線引きすると伺っています。

制度の切り替え時に市民が混乱しないよう、対象日や助成内容をどのように周知しているのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 市政だよりやホームページのほか、医療機関にポスターを掲示するなど、様々な手法を検討し、周知を図ってまいります。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 本制度をより多くの方に活用していただくため、今回の拡充を機に、県とも連携しながら、どのように周知し利用促進につなげていくのか、当局の見解を伺います。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 県では、妊孕性啓発事業として、ホームページの作成や妊活アプリによる広報、事業者と連携した住まい情報ホームページへの広告掲載などを通じて周知を行うと伺っており、県と情報共有を図りながら取り組んでまいります。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

○7番（黒澤和泉君） 次に、議案第77号・千葉市市税条例の一部改正についてです。

今回の市税条例改正のうち、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る固定資産税等の特例について伺いたいと考えています。

この特例は、これまで地方税法附則で定められていた制度が、今回の法改正により、対象施設の範囲や要件を見直した上で、わがまち特例として新設されたものと理解しています。

一方で、本市では、これまで利用実績がないことなどを理由に、今回は条例に規定しないとのことです。

ただし、従来制度は劇場、音楽堂等が中心で、対象や要件が限られていた一方、今回の制度では、不特定多数の方が利用する建築物など、対象となり得る施設の範囲が広がると理解しています。

そのため、今回の税軽減制度は、単なる税制上の措置にとどまらず、民間施設のバリアフリー化を後押しする政策手段としても意味があるのではないかと考えています。

今回の質疑では、制度の内容を確認するとともに、民間施設のバリアフリー化の現状や課題を市としてどのように認識しているのか、また、今後の制度化の可能性をどのように検討していくのかについて伺います。

まず初めに、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る特例について、従来制度と今回新設されたわがまち特例では、対象となる建築物や改修内容、要件がどのように変わるのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 財政局長。

○財政局長（勝瀬光一郎君） 今回のわがまち特例では、対象建築物が、従前、特定建築物のうちの劇場、音楽堂などであったものに、新たに、政府の補助を受けて一定のバリアフリー改修工事を行った病院、高齢者施設、学校、百貨店、展示場等が加えられております。

また、対象となる改修内容につきましては、廊下などの幅が180センチメートル以上への改修であったものが120センチメートル以上への改修となったほか、出入口やエレベーターの改修要件が緩和されるなどの拡大がされております。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 今回の制度は、既存の民間施設等のバリアフリー改修を後押しする制度であり、高齢者、障害のある方、車椅子利用者、ベビーカーを利用する親子など、多くの市民の外出や社会参加に関わるものと考えます。

個人住宅については、バリアフリー改修に関する助成制度がある一方、不特定多数が利用する民間施設については、同様の支援が十分とはいえずと認識していますが、市として民間施設のバリアフリー化の現状や課題をどのように認識しているのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 特別特定建築物のうち、床面積が2,000平方メートル以上の建築物については、新築や増築等を行う際に、いわゆるバリアフリー法の基準に適合するよう、出入口や傾斜路、トイレ等のバリアフリー化が義務づけられています。この義務づけは平成14年から行われており、対象となる民間施設のバリアフリー化は着実に進展していると認識しております。

また、床面積2,000平方メートル以上でも義務化前に建築されたものや、2,000平方メートル未満の特別特定建築物については、バリアフリー化が努力義務となっており、また、利用者の

サービスの向上のためにも、一定の取組が進められていると認識しております。

本市としましては、バリアフリー化のさらなる促進に向け、多くの建物所有者等に、取組の必要性について理解を深めていただくことが課題であると考えており、引き続き周知啓発に取り組んでまいります。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 本市では、これまで利用実績がないことなどを理由に、今回は条例に規定しないとのことですが、従来制度は対象や要件が限られており、今回の制度では対象範囲が広がると理解しています。

過去の利用実績だけで判断するのではなく、対象施設数、改修ニーズ、税収影響、他都市の状況などを整理したうえで、関係部局と連携し、今後の制度化の可能性を検討すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（松坂吉則君） 財政局長。

○財政局長（勝瀬光一郎君） 本特例措置の対象建築物は、不特定多数の方が利用する建築物であることから、バリアフリー改修の必要性について認識しているところでありますが、対象施設の範囲の拡大を踏まえ、公的支援について、その対象とする建築物の範囲や支援内容の在り方の整理が必要となっております。

引き続き、利用者・事業者のニーズなどの把握に努めつつ、公的支援の在り方について検討してまいります。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 次に、議案第78号・千葉市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正についてです。

今回の条例改正は、客引き行為者本人だけでなく、店舗運営法人や集客業務を受託する法人など、背後にある事業者の責任を明確にし、改善計画書の提出を求めることで、対策の実効性を高めるものと理解しています。

J R 海浜幕張駅地区では、条例改正後に客引き行為がなくなったという成果が出ており、その背景には、町内自治会や地域のまちづくり団体の協力が大きかったと伺いました。

客引き行為は、市民や来街者に不快感や不安感を与え、まちの印象を悪化させるものです。一方で、客引き対策は、単に違反行為を取り締まるだけでなく、地域の事業者や団体が連携し、自分たちのまちをよくしていくという意識を共有することが重要だと考えています。

海浜幕張駅地区での成果を踏まえ、千葉駅周辺においても、人が集まる、安心で魅力あるまちづくりにつなげていく観点から質問いたします。

J R 海浜幕張駅地区では客引き行為がなくなったとのことですが、どのような取組が効果的だったのか、また、市として、この成果をどのように評価しているのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 本市としては、千葉県警察、地域団体、商業施設等と官民一体となった取組を進める中で、居酒屋等が入居するビルの管理会社の協力を得られたことが効果的であったと考えております。

また、先月末時点で客引き行為者は確認をしておりますが、引き続きこの状態が継続されるよう周知啓発を行うとともに、指導員等による巡回、監視活動を継続してまいりたいと考えております。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 一方で、千葉駅周辺では、依然として客引き行為が続いている地域もあると伺っています。

対策が進みにくい要因について、市はどのように分析しているのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 中央区富士見地区において、いまだ一定数の客引き行為者がいることに対しては、これまで客引き行為を行わせた事業者に対し行政指導等を行ってきましたが、事業者としては改善措置を図っている旨を口頭で述べるのみで改善につながらない場合があり、現行条例の規定においては、実際にどのような具体的な改善措置をとっているのかなどの実態把握が困難な状況にあったことが一因であると考えております。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 今後、町内自治会、商店街、まちづくり団体、警察等とどのように連携し、健全なにぎわいづくりを進めていくのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） これまで、町内自治会や商店街をはじめとした各種団体のほか、千葉県警察と庁内関係各課で構成する、千葉市富士見町地区環境整備連絡協議会において定期的にパトロール活動を実施してまいりました。

今後は、これらの取組を継続するとともに、来年1月の改正条例施行に合わせ、市政だよりやSNSによる発信を行うほか、各種イベント等を通じて広く周知を行うなど、客引きを減少させ、魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに向けた、さらなる取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 次に、議案第80号・千葉市都市農業交流センター設置管理条例の一部改正についてです。

今回の議案は、第1から第3研修室の利用料金上限を改定するものと認識しております。

料金改定に当たっては、単なる金額の見直しにとどまらず、施設全体を今後どのように活用していくかという視点も重要であると考えています。

当施設は、ネモフィラやコスモスの時期には多くの来場者が訪れると伺っています。来園者が多い時期や収穫体験等の機会を生かし、農業振興や都市農村交流に加え、観光資源の発信、地域活動、民間事業者との連携などにつなげられないかという観点から、以下の点を確認いたします。

今回の改定に当たり、市として現在の利用状況や活用状況をどのように評価しているのか、また、今後、研修室の稼働率を高めていく考えはあるのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 富田都市農業交流センターでは、農業体験農園や収穫オーナー制度を展開しており、キュウリやジャガイモ、枝豆などの作付、収穫などを通じて、市民が農業への理解を深める施設となっております。

また、春のネモフィラや秋のコスモスなどの開花時期を中心に、年間11万人以上の方が来園し、季節ごとの花を楽しめる場としても好評いただいていることから、施設全体としては一定の集客力を有しているものと認識しております。

一方で、施設内にある研修室については、主に農業関係団体や地域のサークルの活動の場として活用いただいているものの、昨年度の稼働率は5.2%にとどまっております。

このため、稼働率の向上に向けて、のどかな周辺環境をセールスポイントとした、新たな利用者層の開拓に向けた周知を検討してまいります。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 多くの人が訪れる時期を生かし、地元農産物の紹介、食育、キッチンカー、ミニマルシェ、農業者との交流、周辺観光案内等につなげる考えはあるのか。

また、観光推進部署や千葉市観光協会、民間企業、地域団体等と連携し、チバノサトの周遊拠点の一つとして活用していく考えはあるのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） これまでも、市内農産物を販売する直売所の規模を、来園者が多くなるネモフィラ、コスモスの開花時期に合わせて拡大する取組を行ってまいりましたが、さらなる満足度向上に向けたイベントの実施などについて検討してまいります。

また、富田都市農業交流センターは、自然豊かなグリーンツーリズムが楽しめるエリア、チバノサトの拠点となるいずみグリーンビレッジ3施設の一つとなっております。

このため、観光農園などの様々なスポットを巡るデジタルスタンプラリーを実施しており、さらに、いずみまるごとマップを、千葉市観光協会が運営する観光情報センターや千葉ウシノヒロバに配架するなど、関係団体と協力してPRを行ってまいりました。

今後も、農業団体や地元住民はもとより、千葉市観光協会や民間事業者などと連携しながら、エリア全体の集客力向上につなげてまいります。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 次に、議案第81号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてです。

今回の改正では、こども性暴力防止法への対応として、児童と接する業務に従事する者について犯罪事実確認を行うことが求められているものと理解しています。

犯罪事実確認は、子供を性暴力から守るための重要な仕組みである一方、対象となる職員等の範囲、現に勤務している職員への確認の進め方、確認結果の情報管理など、各施設が適切に運用できる体制づくりが重要であると考えています。

そこで伺います。

犯罪事実確認の対象となる職員等の範囲について、本市としてどのように整理し、各施設が判断に迷わないよう周知していくのか、伺います。

あわせて、現に勤務している職員等についても一定期間内に確認を行う必要があると理解していますが、対象者の把握や確認の進め方について、市としてどのように対応していくのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 犯罪事実確認の対象となる職員等の範囲については、こども家庭庁が作成した、こども性暴力防止法施行ガイドラインに具体的に示されており、この内容に沿って整理してまいります。

また、施設等に対しては、当該ガイドラインやマニュアルのほか、国の相談窓口についても周知しているところです。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

次に、現職者の犯罪事実確認の進め方については、法施行後3年の範囲内において、都道府県別に国が指定する期間に学校設置者等において実施する必要がございます。

自治体に対しては、この期間内に犯罪事実確認が完了するよう進捗管理が求められており、今後、国が発出する通知に基づき、適切に対応してまいります。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 犯罪事実確認の結果は極めて機微性の高い個人情報であることから、各施設における情報管理規程の整備や確認結果の取扱いについて、市としてどのように周知し、確認し、必要に応じて指導していくのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） こども家庭庁が示すガイドラインの中で、学校設置者等において情報管理規程を策定し、組織体制や研修・訓練等の情報管理措置を定める必要があるとされており、本市としては、対象となる学校設置者等へ国からの通知等に合わせて周知を行い、法施行までに必要な対応を求めています。

また、情報管理措置の実施状況については、国が学校設置者等から直接定期報告を受領するなどの監督を行うこととされておりますが、自治体としても、監督を行うこととされており、今後、国が発出する指針に基づき、適切に対応してまいります。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 最後に、議案第84号・千葉市空き家を除却した土地に係る固定資産税等の減免に関する条例の制定についてです。

本条例は、空き家を除却することで住宅用地特例が外れ、固定資産税、都市計画税が増加することが除却の妨げとなっている現状を踏まえ、所有者による早期の判断を後押しするものと理解しています。

つきましては、本制度を創設する目的と、どのような空き家所有者に対して、どのような行動変容を促そうとしているのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 本条例案は、使用目的がなく、いずれ周囲の安全、衛生、防犯面などに悪影響を及ぼすおそれがある空き家の除却を促進し、もって市民の安全かつ安心な居住環境の形成を図ることを目的としております。

今後、人口減少等に伴い、空き家の増加が懸念されますが、空き家が放置され、管理不全な状態が深刻化してからの対応では、改善の難易度が高く、解決までに相当の時間を要することが多くなります。

そのため、本制度は、使用される見込みのない空き家の所有者が、管理不全な状態となる前の早い段階に除却を行い、土地の利活用や売却につなげていただくことを狙いとしております。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 本制度では、減免期間が1年度分とされています。

除却後の建替えや売却、適正管理へ移行するまでの一時的な負担緩和策と理解していますが、減免期間を1年度分とした考え方を伺います。

あわせて、年間の申請見込み件数及び減収見込み額についても伺います。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 不動産関係団体への調査によると、市内の空き家解体後の更地の

売買に要する平均的な期間は数か月程度であり、また、本市の税収減への影響も考慮して、減免の期間を1年としております。申請の見込みは、市内の過去3か年の課税データを基に、年間約110件、また、年間約1,000万円の税収への影響を見込んでおります。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 本制度は、所有者に情報が届き、実際の相談や除却、売却、活用といった具体的な行動につながることで、初めて効果を発揮するものと考えます。

今後、どのように所有者へ周知し、具体的な行動へとつなげていくのか、その方針を伺います。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 本条例の趣旨や申請方法などを空き家の所有者をはじめとする関係者に周知し、制度の活用につなげていくことが重要であると認識しております。

そのため、市政だよりやホームページ、区役所等へのチラシの配架、市主催の空き家に関するセミナーにおける周知のほか、空家等管理活用支援法人による空き家の所有者への伴走支援や、改善が求められる空き家の所有者への本市の指導の際に紹介するなど、様々な機会を捉えて周知啓発に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 私からの質問は以上です。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員の質疑を終わります。

質疑を続けます。21番・栴澤洋平議員。

〔21番・栴澤洋平君 登壇、拍手〕

○21番（栴澤洋平君） 日本共産党千葉市議会議員団の栴澤洋平です。

会派を代表いたしまして、議案質疑を行います。

初めに、議案第76号・千葉市一般会計補正予算（第1号）、プレコンセプション健診費用助成について伺います。

本年10月から県におきまして妊活健診支援事業の拡充に伴いまして、本市といたしましても県に合わせて事業内容を拡充するという一方で、一定の評価をするものであります。

初めに伺いますが、本市では令和7年以降のプレコンセプション健診費用助成事業を展開してきたわけでありましたが、これまでの助成実績並びに効果、そして課題についてお聞かせください。

以下、質問席にて行います。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 令和7年度の実績は64件で、利用者アンケートの結果では、夫婦で子供を持つことを話し合うようになった方が約6割、生活習慣を見直した方が約4割と、事業目的に照らし、一定の効果があったものと認識しております。

課題としては、依然としてプレコンセプションケアの認知度が低いことが挙げられ、引き続き、若い世代も含めた周知啓発が必要と考えております。

○議長（松坂吉則君） 栴澤洋平議員。

○21番（栴澤洋平君） 課題はやはり認知度ということでございましたけれども、これは適切に、先ほど医療機関の話も出ていました、いろいろ若い皆様方に届く対応をお願いしたいわけでありましたが、今回、その医師が必要と認めた健診、検査で、保険適用の有無に関わらないと

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

いうことでありますが、血液検査によって卵巣予備能を調べる検査、いわゆるAMH検査、または男性の精液検査など、これは広く検査費の助成として対象になるのか、お聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） お一人お一人の状況は異なることから、医療機関の医師が必要と認めた検査については、卵巣予備能を調べる検査や精液検査など、保険適用の有無に関わらず助成の対象となります。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 続いて、対象者については、事実婚関係にある御夫婦ということも書かれています。あと、いわゆるLGBTQなど性的少数者も対象になっているのか、これまでの実績件数を含めてお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 対象者については、本市に住民登録があり、法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、令和7年度の実績では、事実婚関係にある夫婦は1件でした。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） これまで不育症を含めた経済的な負担の問題で、本市も支援を一部強化してきたところであろうかと思いますが、やはり市民の皆様からお聞きするに、この検査以後の治療費の問題、非常に重いのだということでございますので、今回、保険診療外の治療費支援において、さらなる行政の、本市としての拡充が必要ではないかと考えますが、その点について見解をお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 令和4年4月から、人工授精や体外受精などの不妊治療は保険適用となり、一定の経済的負担の軽減が図られていることから考えておりません。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 考えてないというような答弁でございましたが、令和4年からこう切り替わると。令和3年でいえば決算額、それまでの補助支援事業というか、不妊の事業がありまして、その決算額で見ますと、大体4億2,000万円だということでございました。ですから、今いろいろな自治体を見てみますと、やはり独自に自由診療の中でも支援を拡充している自治体もあるということでございますので、そこはぜひ、それだけの額を、それまでは投入してきたということを考えれば、さらなる寄り添った支援体制を検討していく必要もあるのかなということは指摘しておきたいというふうに思います。

続きまして、補正予算の橋りょう維持事業ほかについてであります。

国からの補助内示額が市当初予算額を上回ったということでありまして、増額補正で各種事業が出ています。街路整備事業も含めて8億円ということですが、初めに伺いたいのが、この街路整備事業における各路線のそれぞれの予算額についてお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 補正予算額は、100万円単位で申し上げますと、磯辺茂呂町線が、5億8,700万円、塩田町菅田町線が、4,600万円、幕張本郷松波線が、1億1,400万円、加曽利町大森町線が、8,200万円でございます。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（**梶澤洋平君**） 今、塩田町誉田町線も出ていました。

大網街道の渋滞解消に向けて、早期整備を求めてきたこの塩田町誉田町線の誉田町地区においては、この補正予算を含めまして、今年度末の用地取得率について、今後の暫定整備の見通しについても併せてお聞かせください。

○議長（**松坂吉則君**） 建設局長。

○建設局長（**山田裕之君**） 用地取得率は、77%程度となる見込みです。

また、具体的な見通しは立っておりませんが、取得した用地が連続した際には、暫定的な歩行空間の整備を検討することとしております。

○議長（**松坂吉則君**） 梶澤洋平議員。

○21番（**梶澤洋平君**） 市原市のところもありますので、その辺の調整等々もしっかりと図っていただきたいというふうに思うわけですが、今やはり心配なのが、ホルムズ海峡封鎖に伴う原油ナフサ不足に伴いまして、各地で塗料やシンナー、あるいは建設資材の不足で工事自体が遅延をしてしまうということもあります。

今回この議案の中で、本市の建設局発注業務におけるナフサ不足による影響があるのかどうか。また、この資材不足解消に向けた、一層の支援も必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（**松坂吉則君**） 建設局長。

○建設局長（**山田裕之君**） 建設業団体からは、主に下水道工事に使用される硬質塩化ビニール管など、材料の調達に時間を要しているとの意見が寄せられているものの、現時点で工事の遅延は発生しておりません。

しかしながら、年度当初と比較してアスファルト合材が1割程度、燃料が2割程度、単価が上昇するなどコスト面での影響が見られております。

また、資材不足に起因する工期不足が生じた場合については工期の延長、材料単価が上昇した場合にはスライド条項の適用など、適切に受注者との協議を行ってまいります。

○議長（**松坂吉則君**） 梶澤洋平議員。

○21番（**梶澤洋平君**） すでにアスファルト合材で、負担が増えているなんていう話もあるわけでございます。しっかり注視をしていただいて、必要な対応を図っていただく必要があるのだろーと思います。

続いて、議案第78号・千葉県客引き行為等の防止に関する条例の一部改正についてであります。

先ほどもありましたが、客引き行為等を行わせた事業者等に改善計画書の提出を義務づけまして、事業者の責任を明確にするとともに、その内容を基に具体的な措置を把握する規定を新設するという改正であります。

初めに、本条例が全面施行されて4年経過をした中でありまして、これまで違反者への行政指導、処分等を行ってきたというふうに承知していますが、この行政指導等の実績、または行政指導等が多い業種は何か、指導員におけるいわゆる市民運動等への指導の有無についてもお聞かせください。

○議長（**松坂吉則君**） 市民局長。

○市民局長（**市倉秀子君**） 令和4年度から昨年度までの4年間で、行政指導等の実績は、18件の命令、6件の過料を含む合計約1,400件、行政指導等の多い業種は飲食店、居酒屋などで

す。

また、これまで指導員による市民運動等への指導実績についてはございません。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 以前の条例のやりとりの中で、そういった不安の声もあったということで、確認をさせていただいたわけでありまして、0件だということでありました。

ただ、一方で、この指導全体を見ますと、約1,400件だということでありまして、この客引き行為自体、数量的にどの程度減少してきたというのを把握されているのか、その条例効果と課題について伺いたいと思います。

また同時に、事業者への立ち入り調査指導後に改善が図られない理由を、事業者がどういう説明をしているのか、お聞かせいただけますか。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 本市では、中央区富士見地区とJR海浜幕張駅地区の2地区を客引き行為等禁止区域に指定をしております。

中央区富士見地区においては、ピーク時に60人程度いた客引き行為者が現在では30人程度まで減少しており、条例施行による一定の効果があったものと考えております。

一方で、いまだに一定数の客引き行為者がいることに対しては、これまで客引き行為を行わせた事業者に対し行政指導等を行ってきましたが、事業者としては改善措置を図っている旨を口頭で述べるのみで改善につながらない場合があり、現行条例の規定においては、実際にどのような具体的な改善措置をとっているのか等の実態把握が困難な状況にあったことが一因にあると考えております。

また、JR海浜幕張駅地区については、千葉県警察、地区団体、商業施設等と官民一体となった取組を進める中で、居酒屋等が入居するビルの管理会社の協力が得られ、店舗の理解も得られたことから、先月末時点で客引き行為者は確認されております。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 海浜幕張地区については、そういった効果も出ているということでありまして、他方で、千葉駅側の方で言えば、いろいろとネットワークというか、情報共有を図られながらやられている面もあるのだろうということで、非常にその辺が難しいのかなという気がしておりまして、いわゆる店舗運営法人への勧告、立ち入り調査後の改善、これがなかなか進まないというところで、新たに改善計画書を提出させる命令を出すとのことですが、改善計画書における今後の改善計画をどのように把握して、実効性あるものにしていく考えなのか、お伺いします。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 改善計画書には、事業者に対して、是正措置の実施状況の報告、勧告を受けた事実に対しての指導実績、今後の改善維持計画等の記載を求めることにより、改善の実施時期や履行状況を本市として客観的に確認することができるようになります。

このため、これまでの単なる改善の意思表示にとどまらず、事業者の責任を明確化し、改善されない場合には、次の命令や過料の行政処分等を行うことができるようになり、より実効性が担保できるものと考えております。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） それでは、続きまして、議案第79号・千葉市新アリーナの公共施設等

運営権に係る実施方針に関する条例の制定についてであります。

ヒューリック株式会社が千葉県立幕張海浜公園Aブロックに整備し、完成後に千葉市で条件付きの寄附を予定している新アリーナの管理運営に関して、実施方針に関する条例を制定するものであります。我々といたしましても、市民がバスケットボールを楽しめる環境づくり、あるいは観戦できる環境づくりが重要であると考えておりますし、アルティーマ千葉の活躍も大変好ましいわけですし、ファンの皆様からの期待も高いということでもあります。

他方で今回、前回もありましたけども、70年という、今後、誰も生きていないだろうというような時点まで、民間企業が運営権を保持していくことに関しまして、運営手法に関するリスク等への懸念も一方であると。同時に地元住民の皆様から、住環境に与える影響への心配の声も届いておりますので、その点について何点かお伺いしたいと思います。

初めに、公共施設等運営権を付与する事例は全国で少なからず増えてきたというふうには承知をしているわけではありますが、これまでの最長は何年なのか。また、公共施設等運営権における課題と本市のリスクについてお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 確認できた範囲では、関西国際空港及び大阪国際空港の運営を実施する事業が最長で44年です。

長期契約となるため、全ての事業期間を通じた収支計画の妥当性判断が課題であり、事業が中止になる等のリスクが考えられます。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 全ての事業期間を通じたその財政判断というのは、なかなか大変な話だなという気がするわけではありますが、今回、当然ながら提案がある、財政的な裏づけもあるものだろうというふうには思うわけではありますが、一方で、この昨今の経済情勢、急に戦争が起きたよ、なんて話もあるわけでありまして、ナフサ不足に伴う不透明感を含めてリスクがあると。仮に、建設途中で企業が倒産するなどした場合、建設はどうなるのか、運営自体はどのように継続していくのか、我が市の財政負担の有無も含めてお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 事業者の事情により施設建設が継続できなくなった場合には、締結済みの基本協定に基づき、事業者が解体等の費用を負担することとしております。

また、運営開始後につきましては、施設の運営状況や事業者の財務状況などを継続的にチェックするモニタリングの実施を検討しております。

その上で、事業者の責めに帰すべき事由により契約解除となる場合には、事業者と協議の上、新たな事業者の選定または本施設の解体、撤去を行い、いずれにおいても基本協定に基づき事業者が費用を負担することとなっております。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 解体撤去等々も事業者の負担だというような話でございました。

70年もの長期間の建設から運営までお願いをしていくということでもありますので、固定資産税の軽減の累計額はどの程度を見込むのか。

また、先ほども課題とありましたが、この財政上の担保あるいは業務遂行能力を具体的にどのように判断をしていくのか、お聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

○市民局長（市倉秀子君） 固定資産税については、建物の構造や使用する部材など正確な情報に基づき算出する必要があることから、計画中の建物についてお示しすることはできません。

また、効果的で安定的な施設運営を図るため、事業者選定の過程で財務状況を確認するとともに、運営開始後につきましてもモニタリングの継続的な実施を検討しております。

○議長（松坂吉則君） 桵澤洋平議員。

○21番（桵澤洋平君） 正確な情報なんていう話はあるのですが、一方で、これは市民の皆様にご説明をするときにも、こういった情報も必要ではないかなというふうには考えるわけがあります。

今回、運営等の基準、業務範囲を決めるとしているわけではありますが、市民利用における公平性、そして利用料金におきましては、他の公共施設と同水準での対応が必要と考えますが、いかがですか。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 条例案においては、利用しようとする者に対して不当な差別的取り扱いをしないことを運営等の基準として定めております。

また、他の公共施設における料金設定の考え方を参考に検討してまいります。

○議長（松坂吉則君） 桵澤洋平議員。

○21番（桵澤洋平君） あと、地元住民の皆様方からは、幕張メッセもあります。イベントがあれば、大変たくさんの方がいらっしゃる。ロッテの試合もあれば、周辺の渋滞が過密化して苦慮しているという話があります。アリーナ整備における駐車場問題というのがあるのだろうということで、どの程度整備する見通しなのか、また渋滞への対策は必要と考えますが、どのように対応していくのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 施設には関係者用の駐車場が整備される予定です。

来場者につきましては、渋滞の発生を抑制するため、公共交通機関での来場を促す方針で検討を進めておりますが、車での来場も一定程度想定されることから、近隣の駐車場との連携も検討しております。

○議長（松坂吉則君） 桵澤洋平議員。

○21番（桵澤洋平君） 近隣の駐車場との連携もなんていうこともありましたが、やはり一定の数を作っていただく必要もあるのではないかと思います。とにかく、これからいろいろと地域でのイベントが重なるタイミングを含めて、さらなる渋滞への対応というのは、しっかりと連携をして図っていただく必要があるのだろうというふうに思います。

続いて、議案第84号・千葉市空き家を除却した土地に係る固定資産税等の減免に関する条例の制定についてであります。

空き家を更地にすることで、固定資産税の負担が増加するため、空き家除却翌年度の固定資産税等の課税増額分について減免をするというものであります。

これについて、空き家除却翌年度の固定資産税等減免は、一般的な事例として、具体的にどれぐらいの額、減免されるのか、お聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 市内の過去3か年の課税データから、個人所有の住宅を除却した事例について平均して、条例に基づく減免額を試算した結果、市街化区域における空き家除却

後の土地に係る固定資産税等は、平均で約13万5,000円となるところが、本条例の適用により除却前の約4万8,000円に引き下げられるため、差額の約8万7,000円が減免額として見込まれます。

同じく、市街化調整区域における空き家除却後の土地に係る固定資産税は、平均で約4万6,000円となるところが、約1万9,000円に引き下げられ、差額の約2万7,000円が減免額として見込まれます。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 差額で約8万7,000円ということもありました。

この減免の対象期間、先ほどもありましたけども、1年以上空き家となっている住宅を除却した場合とした理由、これについてどうかということと、減免期間、これは場合によってはやはり複数年にしていくことで、より施策とか空き家の解体の効果が進んでいくのではないかと思います。その辺の検討についてお聞かせいただけますか。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 本市では、国土交通省が策定した、空家等対策の推進に関する特別措置法に関する基本的な指針を基に、1年以上使用されていない空き家を対象に対策に取り組んでおり、本条例の減免対象も、1年以上空き家となっている住宅を除却した土地としております。

また、不動産関係団体への調査によると、市内の空き家解体後の更地の売買に要する平均的な期間は数か月程度であり、また、本市の税収減への影響も考慮して、減免の期間を、複数年ではなく、1年としております。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） なかなかこう、空き家の解体だとか進まないというような話は、地域で、いろいろ聞いています。こういった形で一定の財政的なインセンティブで済むことになればいいなというふうには思うのですが、他方で、やはり解体にかかる費用というところでの負担感、なかなか大変だということもあります。そこについての一層の検討が、必要じゃないかなというふうに思うわけでありまして、これはまた深めていきたいと思います。

続いて、議案第85号・工事委託契約について（千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託）についてであります。

本市の防犯街灯における設置数、1基当たりのコスト、耐用年数について伺います。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 防犯街灯の設置数は約5万3,000灯で、今回の工事委託契約に含まれる1基当たりのコストは、電気代を除き、10年で約2万5,000円となっております。

また、耐用年数は15年となっております。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 市民の皆様から我々もよく御相談を受けるわけでございまして、設置だとかあるいは交換をしてほしいというのも来るわけでありまして。なかなか市民の皆様も、そもそも自治会が管理しているということを十二分に認知されていないケースが、相談を受けるとあるわけでございます。これはぜひ、自治会における防犯街灯管理の状況、あるいは街灯を交換したいという、球が切れているよなんて話も含めて、そういう窓口を、市民にわかりやすく周知をしていくべきだというふうに考えますが、見解を伺います。

令和8年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 防犯街灯についての市民の皆様からのお問い合わせについては、各区役所や地域安全課が相談を受けておりますが、より分かりやすいものとなるよう、周知内容と方法について検討してまいります。

○議長（松坂吉則君） 樫澤洋平議員。

○21番（樫澤洋平君） 昨今、全国的な課題となっていますのが、経年劣化していくわけであるこの街灯自体が倒壊をするということでもあります。これは結構テレビで先般やっていまして、私のもとにも当然ながらそういう、大丈夫なのかという話が来たわけでございまして、本市においてこの防犯街灯が倒壊するなどした状況があるのか、直近3年の倒壊件数を含めて推移をお示してください。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 本市で把握している件数といたしましては、令和5年度1件、6年度1件、7年度7件となっております。

○議長（松坂吉則君） 樫澤洋平議員。

○21番（樫澤洋平君） 今、答弁がありましたとおり9件ですか、3年間でということですね。これやはり街灯の倒壊で、これがまた誰かに直撃するなんてことはあってはならないわけございまして、包括業務委託における現地調査で、危険度の判定、またその危険な街灯を速やかに更新できるように財政負担をすべきだというふうに考えますが、支援内容、そして費用負担についてお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 現地調査において、町内自治会等が希望する箇所に防犯街灯を設置することが困難と判断された場合には、独立ポール灯の交換にかかる費用に対して、2万1,580円を上限として50%の補助、ポールの塗装にかかる費用に対し、4,050円を上限として80%の補助などを行ってまいります。

○議長（松坂吉則君） 樫澤洋平議員。

○21番（樫澤洋平君） 今、ポールの交換にかかる費用に対しては2万円ですか、50%の補助だという話がございました。他方、心配だなと思うのは、自治会の方もやはり高齢化していて、なかなかこの自治会費用の問題もある。他方で自治会自体が大変な状況になっている場合もあるということで、自治会の方で自己負担ができない場合ということは、これは要するにポール自体が放置されてしまうのではないのかという気があるわけでありまして、そういう実態になるのではないのかということ、同時に、3年間で9件の防犯街灯の倒壊が発生している中で、やはりこのポール交換に伴う支援拡充というのも検討していく必要があるのではないかなと思いますが、見解を伺います。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 防犯街灯については、町内自治会等と本市で役割分担をしながら維持管理することが重要であると考えていることから、現時点で拡充の予定はありませんが、引き続き適切な安全確保に向けて努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 樫澤洋平議員。

○21番（樫澤洋平君） くれぐれも、じゃあそうやって交換ができる、例えば10本やると言っていたら、それこそ20万円ぐらい自治会で負担しますなんて言って、ではそれでできますかっ

という話になるわけですよ。だから、そういう危険なものについては、やはりちゃんと行政が手立てしていくというのが大事なことでないかなということで、今回問題提起させていただいたので、ぜひ御検討をしていただく必要があるんだろうというふうに思います。

それでは、最後になりますが、議案第81号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてであります。

国の児童福祉法の改正、こども性暴力防止法の施行に伴いまして、また地域限定保育士制度の一般制度化、こういった対応について、規定の改正新設を行うものであるというものなのですが、この一つは保育士不足等を補うための新たな規制緩和措置ということも言えるわけですが、これ本市では、若葉区の民間保育園において、いわゆる保育士が園児を突き飛ばし、その様子を動画SNSに投稿してしまったなんて、不適切保育事案が報じられたこともありまして、市民の皆様もこの保育に関する不安というのは、やはり高まっているということでありまして、ちょっとその現状を含めて、何点かこの条例改正に伴ってお聞きをしたいというふうに思います。

本市における保育士からの不適切保育事案の件数の推移と、公立保育所と民間保育園における発生状況も伺います。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 本市が所管する保育施設等における不適切保育の件数は、令和5年度が11件、そのうち、公立保育所は3件、民間保育施設は8件、6年度は17件、そのうち、公立保育所は1件、民間保育施設は16件、7年度は全体で13件、そのうち、公立保育所は3件、民間保育施設は10件となっております。

○議長（松坂吉則君） 柊澤洋平議員。

○21番（柊澤洋平君） 直近3年でも大体10件以上は毎年出ていますよということですが、保育の質の問題なのですが、地域限定保育士制度、これは実技試験を講習に代えることができるのだということでありまして、保育士の専門性の低下を招くのではないかとという心配も当然あるわけでございまして、その質の確保にはどのように取り組むのか、相次ぐ不適切保育に関する報道で不安の声が高まる今だからこそ、やはり専門性並びに人権研修の強化などに取り組むべきではありませんか。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 地域限定保育士の筆記試験における試験科目は、通常の保育試験の筆記試験科目と同一であり、実技に関しては、試験を保育実技講習会の修了に代えることができることとなっております。当該講習会では、5日間にわたり、音楽表現、造形表現、言語表現などの演習、講義に加え、保育実践見学研修も実施されることから、地域限定保育士は、保育に必要な知識、技能は担保されているものと認識しております。

また、保育士の資質向上のため、市主催による年間を通じた職種別・キャリア別など体系的な研修機会の提供を行うとともに、人権擁護、虐待、不適切保育等の時勢を捉えたテーマ別研修を実施するなど、保育の質の向上に努めております。

○議長（松坂吉則君） 柊澤洋平議員。

○21番（柊澤洋平君） 講習会は5日間にわたるということでございます。

この辺が、どこまで通常のというか、保育士の資質というところが分かれてくるのかというところはちょっと気になっているわけですが、今回の改正では、もう一つ、保育士とみ

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

なせる職種の拡充といたしまして、理学療法士、作業療法士などを保育士とみなすということでもあります。

当然ながら支援の幅が広がるという点はメリットなのかなというふうに思うわけでありまして、ただ一方で、保育における知見や対応というのは、やはり研修を含めて、質確保に向けて具体的にどのように取り組むのか、お聞かせください。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 保育士とみなすことができる理学療法士等については、改正条例において、子育てに関する知識及び経験を有する者と規定しており、国の通知によれば、具体的には、保育所等における勤務年数が3年以上であるか、または、子育て支援員研修を修了していることが要件となっております。

また、園内研修や日々の保育の実践に加え、市主催の研修への参加を各施設に呼びかけるなどして、経験や知見を深めていただけるよう取り組んでまいります。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 今回の条例改正の中で、やはり一つ大きなポイントになるのは、このこども性暴力防止法への対応かなということでございます。

言うまでもないのですが、性暴力というのは被害者の尊厳を深く傷つけて、人生に与える影響というのは極めて大きくて、絶対に許されない犯罪であると。とりわけ、その弱い立場にある、被害を認識するのが困難である子供たちに対して、子供への性暴力は決して許されないということを改めて申し上げたい。

本市の保育施設において、過去発生した性暴力の被害件数はあるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 本市が把握している限りでは、発生した事案はございません。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 今回の条例ではかなりこの、所管するというか、幅がいろいろ増えてしまうという問題もあると。

いわゆるこの日本版DBSで、認可保育所、幼稚園などに特定性犯罪前科、この確認を義務づけるということなのですね。就労希望者のほか現職も対象になってくるということで、事業者は法務省に犯歴を照会、確認をして、犯歴がある人は子供と接する業務に就かせないよう、求められるものであるということなのですね。

また、この職員研修、子供が相談しやすい体制づくりを含めて、被害の調査などの安全確保措置が義務づけられていくということでありまして、まずは犯歴という、極めて高いプライバシーを扱っていくということで、個人情報保護の取組が一層重要となっていくのだろうということでもあります。

行政としてその点はどのように取り組むのか。また、被害に遭われた御家族などの相談しやすい体制づくりも必要ではありませんか。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 犯罪事実確認記録等の管理については、こども家庭庁が示す、こども性暴力防止法施行ガイドライン等の中で、学校設置者等において情報管理規程を策

定し、組織体制や研修・訓練等の情報管理措置を定める必要があるとされております。

情報管理措置の内容については、国が、学校設置者等から直接定期報告を受領するなどの監督を行うこととされておりますが、自治体としても監督を行うこととされており、その具体的な内容については、今後、国から指針が示されるものと承知しております。

また、被害に遭われた御家族からの相談対応については、苦情解決第三者委員などの相談窓口でも対応しているほか、性被害を含む不適切な保育が疑われる事例があったときに通報できるよう、市ホームページ上に、通報受付フォームを設けております。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 今回、こども性暴力防止法ですか、国会での御議論があったわけですが、その中で、やはり課題だと指摘されていますのが、先ほどもちょっとありましたが、学習塾あるいはスポーツクラブなどの対応ですね。学童クラブ、認可外保育所、学習塾というのは、任意のこの認定制度になると。希望する事業者が国に申請をし、学校などと同等の安全確保措置をとれば、国が認定をして公表すると。

問題なのは、要するに、子供に性的嗜好を持つ方が、ある意味、未認定の事業者に集まりかねない。この義務規定のあるところに行けない子供への危険がかえって高まるのではないかという御指摘もあるということであります。

学習塾等が適切に申請、認定を図れるような、きめ細かい本市としての行政支援も求められるのかなというところで、本市はどのように対応していくのか、お聞かせください。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 学校設置者等には、こども性暴力防止法に基づく措置が義務づけられるのに対し、学習塾などの民間教育保育等事業者については、各事業者の判断により、任意に認定を申請する仕組みとなっておりますが、そのうち、放課後児童クラブや認可外保育施設など、本市が所管する施設等については、事業者とも協議の上、対応を検討してまいります。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 学習塾だとか、そういったところはやはり任意の認定、申請する仕組み、だからある意味、行政側でグリップが効かないようなことになるということになるのだろうと思うのですよね。

それはしっかり、どういう形になるかを含めて、適切な周知はまずしっかりしていただく必要があるのだろうというふうに思います。

最後になりますが、性犯罪の9割は初犯と言われています。DBSっていうのはもちろんデータベース化して、あった人はどうだと、こういう話になるのですが、それだけではなかなか子を守れない話もあるのだろうということでもあります。

社会から性犯罪をなくしていくためには、やはりジェンダー、人権教育、人権尊重に基づくいわゆる包括的な性教育によって、性的な同意、相手へのリスペクト、性被害だと認識できる知識、一方でその被害に遭わないようにするための対応も含めたことを学ぶ必要もあるのだろうということです。本市では、先ほどもありました、直近3年間で不適切保育が毎年10件以上発生しているところもありますので、今回あわせてこの包括的な人権教育をやはり保育士、そして保護者や、そしてお子さん含めて、一層普及をさせていくべきではありませんか。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

○こども未来局長（大町克己君） 性暴力被害防止等を目的として、文部科学省が作成した、生命の安全教育に関する教材、指導の手引き及び実践事例集を各保育施設に対して周知するとともに、市主催の研修を実施しております。

こうした人権に関する教育・啓発を通じて、保育者の意識や知識の向上と、児童の人権意識の醸成を図りつつ、その内容を保護者に共有するなど、引き続き、人権意識のさらなる浸透に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） いずれにしましても、社会全体で、そういった意識の向上を図って、子供さんたちを守っていくというか、安心して通っていただけるようにしていただくということしか言いようがありませんが、今回、ちょっと条例が縷々出ていますので、明日の常任委員会でさらに深めまして、精査をさせていただきたいということを申し上げて、私からの質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号から第85号までを配付しております議案付託一覧表記載の委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松坂吉則君） 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

議案付託一覧表を添付

○議長（松坂吉則君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次会は、16日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午 後 2 時 5 分 散 会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

千 葉 市 議 会 議 長

松 坂 吉 則

千 葉 市 議 会 議 員

麻 生 紀 雄

千 葉 市 議 会 議 員

段 木 和 彦